

●食事の問題

ホテル業は24時間営業なので、スタッフ用従業員食堂があり朝食、昼食、夕食、そして夜食が提供されます。A子の転職先には食堂はなく、外食か、自分のデスクでお弁当かほか弁を食べるしかありません。

●休日の問題

ホテル業は年中無休ですので、休みは交替シフト制です。希望を出せば、用事のある日に休めて便利です。

以上がA子がホテル業で無意識に当然のこととして受け止めていたことが転職してみて、当然ではなかったのだと気づいたことのあれこれです。

しかし、転職先にも慣れたA子、ホテル業とは違う、転職先のいいところにも気がつきました。

1. 職場がアットホーム

ホテル業とは違い、全員が同じ目的に向かい、協力して仕事をするのでアットホームで、心なごむ職場である。

2. 業績によりボーナスが年4回

売りに応じて、年4回もボーナスがあった！

3. 社員旅行は海外！

4. 旅行休暇が年10日、旅行手当20万円

*ただし、詳細な旅行レポートの提出が義務付けられています。

5. 旅行の知識が広がり、旅行好きにはすごいメリット

以上の点から、A子は、転職は、いいことばかりとは限らない。転職で何を失い、何を得るのか、自分にとって失うものの価値と得るものの価値についてどっちが大切なのか、どっちがより重要なのかをじっくり考えてみる必要がある、と悟ったそうです。

●西尾の解説

私は、ひとつの会社しか経験せず、自営業になりましたが、それでも慣れるまで大変でした。

それは、あいさつです。他のホテルでは違ったのかも知れませんが、私の勤務していたホテルのあいさつは、職場で勤務に就くとき、廊下でスタッフとすれ違う時朝でも、昼でも、夜でも「おはようございます。」でした。

慣れるまで、昼過ぎや夜に「おはようございます！」と言ってしまい、慌てて言い直すことがたびたびでした。

いまでは、ちゃんとあいさつもできるようになりましたよ。

★トピックス～介護保険料率が変わりました！～

介護保険料が3月から変わりました。1.13%から1.16%への改定です。標準報酬月額が20万円の場合は、本人負担が60円程、30万円の方は90円程増えます。

介護保険法は、平成12年施行され、
市町村の区域内に住所が有る65歳以上の方を第1号被保険者、
40歳以上65歳未満の医療保険加入者を第2号被保険者と呼びます。
40歳未満は被保険者ではありませんので、
健康保険料率が改定されるまでは、従来の保険料が天引きされます。
該当される方は4月納付分からですので、今月又は来月の給与明細から
額が変わります。

~~~~~編集後記~~~~~

今年は、暖冬の影響か、桜の開花時期が  
全国的に10日程度早いそうです。

近畿地方では、3月25, 6日にも桜の  
開花が予想されているとか。

景気が良くても悪くても、  
季節は移ろい、花は咲きます。

どんな時でも、花を愛でる心の余裕は  
持っていたいですよね。

そして、当然花見で....、いややめとこう。

~~~~~

年金についてのご相談なら

西尾雅枝社会保険労務士事務所
社会保険労務士 & 年金コンサルタント
西尾雅枝

〒604-8155

京都市中京区錦小路通室町東入ル

占出山町308 ヤマチュービル2F N10

電話&FAX(075)241-4586

メールinfo@nishio-sr.com

WEBサイト<http://www.nishio-sr.com>

このメールマガジンの無断転載・転用は固くお断りいたします。

働くあなたの公的年金 & 保険知っ得情報

発行システム:『まぐまぐ!』<http://www.mag2.com>

配信中止はこちら』<http://www.mag2.com/m/0000180112.html>

